

# 日置市へ転入して 住宅取得された方 補助金があります

# 過疎地域移住 定住促進事業 を紹介します！

# 移住↓定住のチャンス！

## 1 補助対象

- ① **補助対象地区**において移住定住を目的とした住宅取得（新築・物件購入）  
・住宅リフォームなど一定（税抜15万円以上）の費用負担を行い、市外から転入（当該住居へ転居した日（基準日）から遡って3年以内の転入まで対象）した方。
- ② 基準日において、世帯責任者が55歳以下の方は単身でも対象とし、56歳以上65歳以下の方は、生計を同じくする配偶者または18歳以下の扶養者を有していること。  
※56歳以上65歳以下の対象の方は、補助上限額の50%
- ③ 補助対象経費は、「①」の費用（消費税を除く）の**3分の2以内**で、補助上限額は「3補助対象地区および補助上限額」を参照。
- ④ 自治会に加入すること。
- ⑤ 市税等市の徴収金に滞納がないこと。
- ⑥ 住宅を取得した日から**5年以上居住**すること。 ※補助金返還の場合もあります
- ⑦ 本市を転出してから**1年以内の本市への再転入者でない**こと。
- ⑧ 移住定住計画承認申請は、当該居住地へ転居する前に提出すること。
- ⑨ 日置市空き家改修事業費補助金との併用はできません

## 2 手続きの流れ

	流れ	注意事項
①	建築請負契約等	移住定住の計画が固まる
②	<b>移住定住計画承認申請</b>	定住住宅への転居前に提出
③	計画承認	市から承認
④	定住物件へ転居	住民票の異動
⑤	<b>補助金交付申請</b>	登記も済ませた後
⑥	補助金の交付決定と振込	請求書の提出が必要

ゆるう〜くつながり ひおきを楽しもう！



鹿児島県日置市

### ひおきカメカメ団

ひおきカメカメ団に登録し、日置市とゆるう〜くつながってみませんか？ お試し住宅も利用できる楽しい交流イベントも計画中だよ！

ひおきへん！カメ〜ん！  
ウ( A' ヽ)カモン

**ひおきと**

日置市関係人口ポータルサイト「ひおきと」  
日置市を想うすべての人に

### 3 補助対象地区および補助上限額(補助基本額+扶養加算の合算額)

※56歳以上65歳以下の対象者の場合は、合算額の50%が上限

<p><b>補助対象地区</b></p> <p><u>伊集院町市街地等以外のエリア</u>が補助対象となります。</p> <p> エリアが市街地等エリア(伊集院地区の一部及び妙円寺地区)</p>	 <p>このマップは26地区のエリアを表示しています。</p>
<p><b>補助基本額</b></p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">20万円</p>	
<p>■ <b>児童扶養加算</b></p> <p>18歳以下の扶養者を有する場合、一人当たり<b>10万円</b>加算</p> <p>■ <b>市内業者加算</b></p> <p>市内業者による新築、リフォームを行った場合<b>10万円</b>加算</p>	

### 4 移住定住計画承認申請に必要なもの

- ① 住民票謄本※世帯主との続柄を記載したもの
- ② 建築請負契約書または売買契約書の写し
- ③ 住宅の付近見取図及び各階平面図など

### 5 補助金交付申請に必要なもの

- ① 住民票謄本※世帯主との続柄を記載したもの
- ② 定住および自治会加入に関する誓約書
- ③ 住宅の登記事項証明書(原則所有は申請者)

### 6 お問い合わせ先

本 庁	地域づくり課 定住促進係	099-248-9408
東市来支所	地域振興課 自治振興係	099-274-2112
日吉支所	地域振興課 自治振興係	099-292-2112
吹上支所	地域振興課 自治振興係	099-296-2112

【令和7年4月現在】

